

滋賀県庁では、環境保全に関する取組を推進するための組織内の体制・手続きなどの仕組みとして、ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築・運用し、外部審査機関による認証を取得してきましたが、平成22年(2010年)3月の認証登録期限を契機に、県独自の新しい環境マネジメントシステムを構築し、平成23年(2011年)2月より運用しています。

システムの概要

<環境政策課>

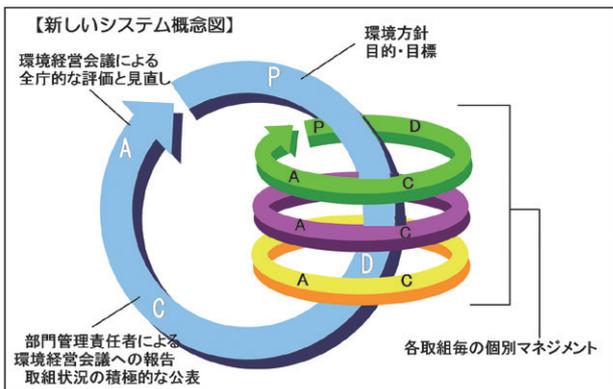
● システムの特徴

ISO14001に基づくシステムで構築したノウハウを活用しつつ、県の事務事業の流れに合わせた仕組みとすることで、事務の効率化を図っています。

その特徴として、環境方針に基づく各取組(個別計画・指針など)の所管部局に部門管理責任者を設置し、その取組に応じた推進体制とPDCAサイクルに基づく進行管理を行っています。

主に以下の5つの部門に分けて推進しています。

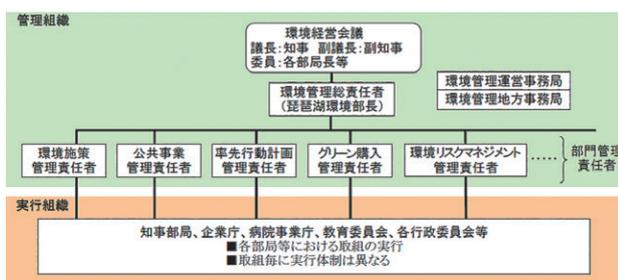
- ①総合的な環境保全施策の推進
- ②事業活動における積極的な環境配慮の実施
- ③環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進
 - ・グリーン購入の推進
 - ・省エネ、省資源等の推進
- ④環境法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止
- ⑤職員の環境保全行動の推進



● 滋賀県環境経営会議

各取組を統括管理するため、知事を議長とする「滋賀県環境経営会議」を設置しています。この会議で各部門管理責任者がその取組状況を報告し、県庁全体の評価および見直しを行っています。

◆ 推進体制図



環境方針

● 基本理念

<環境政策課>

環境に関わる取組を、継続的な改善をとおして充実させ、健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全に貢献することとしています。

● 基本方針

<環境政策課>

基本理念の実現のために、次に掲げる大きく5つの基本方針に沿って目的および目標などを定めて、全ての職員の参加の下、実行しました。また、その結果を検証するとともに必要な見直しを行い、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図っています。

①総合的な環境保全施策の推進

<環境政策課>

滋賀県環境総合計画に基づき、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、毎年度本計画に掲げる各基本目標の現状評価等を行います。この結果は、環境審議会(環境企画部会)に報告するとともに、本書により公表しています。

②事業活動における積極的な環境配慮の実施

■ 公共事業における環境配慮の実施

<技術管理課、耕地課、建築課>

全ての事業を対象に計画、設計、施工の各段階において、「人と自然の共生」、「快適な環境の創造」、「省エネルギー・循環型社会の推進」の観点から点検を行い、公共事業の実施に伴う環境負荷の低減に努めています。

■ 生物環境アドバイザー制度

<技術管理課>

生物環境への配慮を促進するため、平成6年度に「滋賀県生物環境アドバイザー制度」を設け、生物環境などの専門家の指導助言を受けながら公共事業を進めています。

平成30年度までに延べ523箇所を適用し、貴重植物の移植、魚道の設置などを行いました。

■ 建設リサイクルの推進

<技術管理課>

公共工事において、計画・設計段階から建設副産物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の発生抑制、再使用、再生利用に努めています。

平成29年度の建設副産物の再資源化率は90%以上であり、引き続き建設リサイクルの推進に努めます。

③環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進

■グリーン購入基本方針

<循環社会推進課>

グリーン購入は、環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入することにより、環境に配慮した企業活動を支持、促進することで、持続可能な社会システムの構築に重要な役割を担っています。

本県では平成6年(1994年)から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。さらに、平成14年(2002年)には「グリーン購入法」の施行を踏まえ、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定め、県のあらゆる分野でのグリーン購入を目指しています。

また、納入事業者などへ協力を要請するとともに、県民や事業者の取組を支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。

■環境にやさしい県庁率先行動計画

<温暖化対策課>

行政事務等の実施にともない多くのエネルギー等を使用する県自らが環境への負荷を低減する取組を率先して実行するため、「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」を環境マネジメントシステムの環境方針に位置づけ、環境負荷の低減に向けた取組を推進しています。グリーン・オフィス滋賀では全職員の参加の下に庁舎管理や事務事業での省エネルギー、省資源化を通して環境負荷の低減を着実に推進しています。

◆省エネルギーの推進

平成26年度を基準年度として令和2年度までに、温室効果ガスの排出量およびエネルギー使用量については9%、公用車燃料使用量については6%削減することを目標としています。

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	対26年度比
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	82,864	80,448	84,536	82,852	82,589			▲0.3%
(参考) 温室効果ガス排出量(※1)	t-CO ₂	82,864	81,534	82,126	82,037	72,774			▲12.2%
エネルギー使用量(※2)	GJ	1,509,765	1,462,856	1,535,810	1,501,807	1,496,261			▲0.9%
公用車燃料使用量	kl	2,002	1,929	1,857	1,962	1,952			▲2.5%
用紙購入量	千枚	149,082	150,917	149,515	144,818	146,166			▲2.0%

※1 電気の排出係数の変動を考慮した場合

*電気の排出係数は、H26:0.522、H27:0.531、H28:0.509、H29:0.509、H30:0.435と変動(単位はkg-CO₂/kWh)。

※2 エネルギー使用量は、電気、都市ガス、ガソリン等の使用量にそれぞれ省エネ法の換算係数をかけて算出。

平成30年度のエネルギー使用量は、前年度と比較すると0.4%、平成26年度と比較すると0.9%の減少となりました。灯油および電気の使用量が減少したことが主な要因となっています。

また、平成30年度の公用車等燃料使用量は、前年度と比較すると0.5%、平成26年度と比較すると2.5%の減少となりました。エコドライブの推進等により、ガソリン使用量が減少したことが主な要因となっています。

◆用紙購入量の削減

用紙購入量は、令和2年度までに基準年度である平成26年度値以下にすることを目標としています。

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	対26年度比
用紙購入量(※)	千枚	149,082	150,917	149,515	144,818	146,166			▲2.0%

※更紙購入量含む。

平成30年度用の紙購入量は、前年度と比較すると0.9%増加しましたが、平成26年度と比較すると2%の減少となり、目標数値の範囲内の使用量となっています。

④環境法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止

<環境政策課>

県有施設における環境法令等の順守および環境汚染の未然防止を確実なものとするため、環境リスクマネジメント管理責任者のもと、環境管理を実施しています。

⑤職員の環境保全行動の推進

<環境政策課>

環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、実践・行動できる人材を育成し、地域づくりに貢献するため、職員に対する環境保全に関する啓発活動を実施しています。